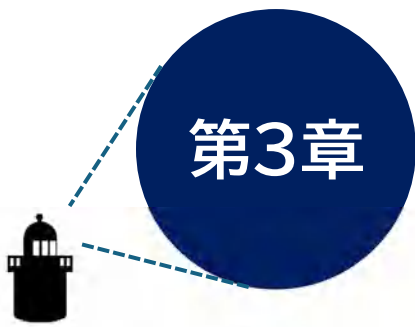




第3章

基本的な方向性

1 基本理念

第3次計画においては、市民一人ひとりが地域福祉を推進する温かいまちをめざして、「人とひとがつながり 支えあう 温かいまち 鳥羽」を基本理念として設定していました。

地域福祉をめぐる現状は、少子高齢化、核家族化の進行など、課題が複雑化・複合化しています。本市では、アンケート調査の結果、地域のつながりを感じている地域もあり、地域福祉の推進のための強みがあります。しかし、一部の地域では、地域の認識に変化があり、希薄化が進んでいます。こうした状況だからこそ、市民一人ひとりがつながり、知恵を出し合ってみんなで地域づくりを進める必要があります。

本計画では、鳥羽市版地域共生社会の実現に向けて、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう「人とひとがつながり 支えあう みんなでつくるまち 鳥羽」をめざします。



◆地域共生社会のイメージ図（地域共生社会については P. 64 参照）



日本中で起こる「少子高齢化」問題。鳥羽市でも、2040年には人口が1万人にまで減っていくと予想されています。また、これから、社会の担い手となる現役世代と高齢者とのバランスが大きく変わります。

本市では、全国で少子高齢化の対応に追われる中、「地域共生社会の実現」を目指し、「稼ぐ」「つながる」「最適化」の3つのキーワードを軸に取り組みを進めています。また、令和6年からは、本市の秘められたポテンシャルを活かすため、鳥羽駅周辺エリアの再生についても踏み出し、地域経済の活性化を目的とした新たな鳥羽市へ向けて、「まちづくり再生」としていきます。

これらの取り組みは、人口減少や少子高齢化が進む時代において持続可能なまちづくりに大きく寄与する究極の地方創生であると確信しています。新たな工夫で「より稼ぐ」ため、みんなに役割があり「もっとつながっている」ため、そして人口に見合った規模で社会資源を活用する効率的なまちとなるために、今こそ、地域共生社会に向けた取り組みが必要となっています。

とばのおはなし 2040「鳥羽市地域共生社会
プロモーションサイト」

<https://www.toba2040.com>



▲ 閲覧用 二次元コード



2 めざす福祉のまちづくりの姿

『多様な個性や文化を認めあう“こころ”が育っている』

多様な個性や文化を認めあうこころが育つためには、地域で関わりを持ち、人と人がふれあうことが重要となります。そのためには、地域行事を大切にする文化が育まれていることが必要となり、ボランティアをはじめとして、地域で誰もが関われる機会がつくられ、地域への愛着と誇りが醸成されることにより、認めあうこころが育まれます。また、認めあうこころが育つためには、市民が目標やいきがいを持ち、前向きな気持ちでいることが重要となり、心身ともに健康でいられる環境づくりが必要です。

多様な個性や文化を認めあうこころが育まれることによって、地域に住む誰もが出かけやすく、話しやすい雰囲気が生まれ、住みやすい地域が実現します。

基本目標

1 地域のつながりの基盤をつくる“人づくり”

福祉のまちづくりを進める上で、人はかけがえのない財産です。鳥羽市のすべての人が、それぞれの持つ知識や経験を活かしながら、地域の一員として役割を担い、助けあい、支えあえる人を育てます。

〈施策〉

- (1) 学校教育や生涯学習と連携した福祉教育の推進
- (2) 身近な場での学習機会の充実
- (3) 地域福祉を担う新たな人材の発掘と養成



『地域を大切に思い、市民自らが主体的に行動している』

地域の関係性の希薄化、個人の価値観の変化など、市民の実情は刻々と変化してきています。市民自らが主体的に行動するためには、従来の活動方法ではなく、新たな方法を模索していく必要があります。一方で、これまで地域を支えてきた組織、団体では、少子高齢化が影響し、担い手がおらず、活動を制限され、これまでつなげてきた地域の関係性がさらに希薄化する可能性があります。

主体的な行動を促すためには、市民自らができることを「認知」し、まずは「参加」することからはじまります。そのための手段として、地域内での「あいさつ」は、コミュニケーションのはじまりとして重要な要素であると考えられます。

まずは、認知し参加からはじまる活動の仕組みを検討し、市民が積極的に活動に関わる環境づくりを実現します。

基本目標

2 地域課題を共有し、みんなで解決する“地域づくり”

隣近所の人や様々な活動を通じた仲間、様々な立場の人たちが交流し、互いの立場を理解しあい、信頼できる温かな関係を深めながら、互いに支えあえる地域づくりに取り組みます。

〈施策〉

- (4) 交流機会の充実
- (5) 地域活動・住民活動の活性化
- (6) 身近な地域交流拠点の充実
- (7) 情報提供の充実
- (8) 身近な地域での見守り活動の推進
- (9) 災害時に備えた支援体制の充実



『誰一人取り残さない、支えあいの輪が広がっている』

少子高齢化の進行、単身世帯の増加など、地域で支えを必要とする世帯が増えつつあります。日常的な生活の支援をはじめとして、地域での見守り体制の構築など、地域が抱える課題は複雑化・複合化しています。地域の支えあいの輪を広げるためには、日ごろからの関係性の構築はもちろんのこと、支えを必要とする人が相談をする際に、迅速に対応することも重要です。

そのためには、市民と関係のある「中間支援組織」や関係機関が情報を共有し、相談を受けてから支援を受けるまでの仕組みを強化する必要があります。

情報化社会が進む中で、情報共有については、ＩＣＴ利活用やデータ利活用を進めるなど、社会全体のデジタル化に向けた取組はますます重要となっています。

誰一人取り残さない、支えあいの輪が広がっているまちづくりの実現に向けて、日々のつながりはもちろん、新たな手法を取り入れた関係機関の連携を強化します。

基本目標

3

包括的な福祉サービスの充実に向けた“支援づくり”

誰もが住みなれた地域で住み続けるための暮らしの基盤を整えるため、関係機関が連携し、包括的な福祉サービスの充実を図ります。

〈施策〉

- (10) 相談支援体制の充実
- (11) 多様な地域課題を解決するための仕組みづくり
- (12) 様々な課題を抱える人への支援
- (13) 保健・医療・福祉サービスの充実
- (14) 権利を守る取り組みの推進
- (15) 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり



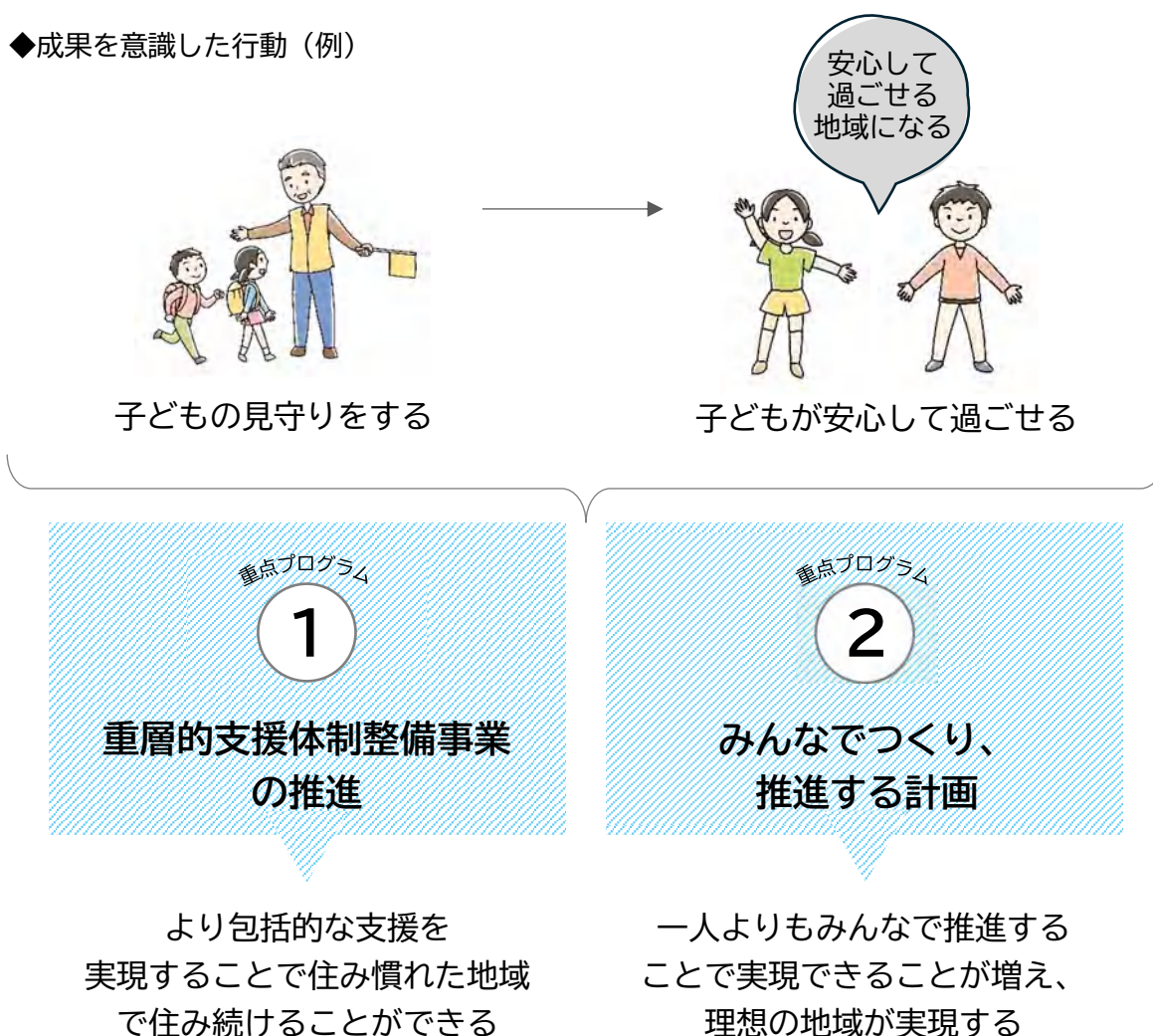
3 重点プログラム

(1) 重点プログラムの基本的な考え方

第3次計画では、重層的支援体制の構築を見据え、「保健センターひだまりの相談機関を中心とした多機関の包括的支援体制の構築」と「地域力強化の推進」を重点プログラムとして設定していました。

本計画においては、第3次計画の進行状況を踏まえ、すでに実施計画を策定している重層的支援体制の整備と策定過程で重視している「みんなでつくる」を重点プログラムとして設定しています。

◆成果を意識した行動（例）



※本来の社会的インパクトの場合、目標を明確にし、評価することが必要ですが、本市の現状を踏まえ、計画期間内に課題の構造分析も含め、本来の社会的インパクトを模索するものとしています。

(2) 重点プログラムの内容

重点プログラム

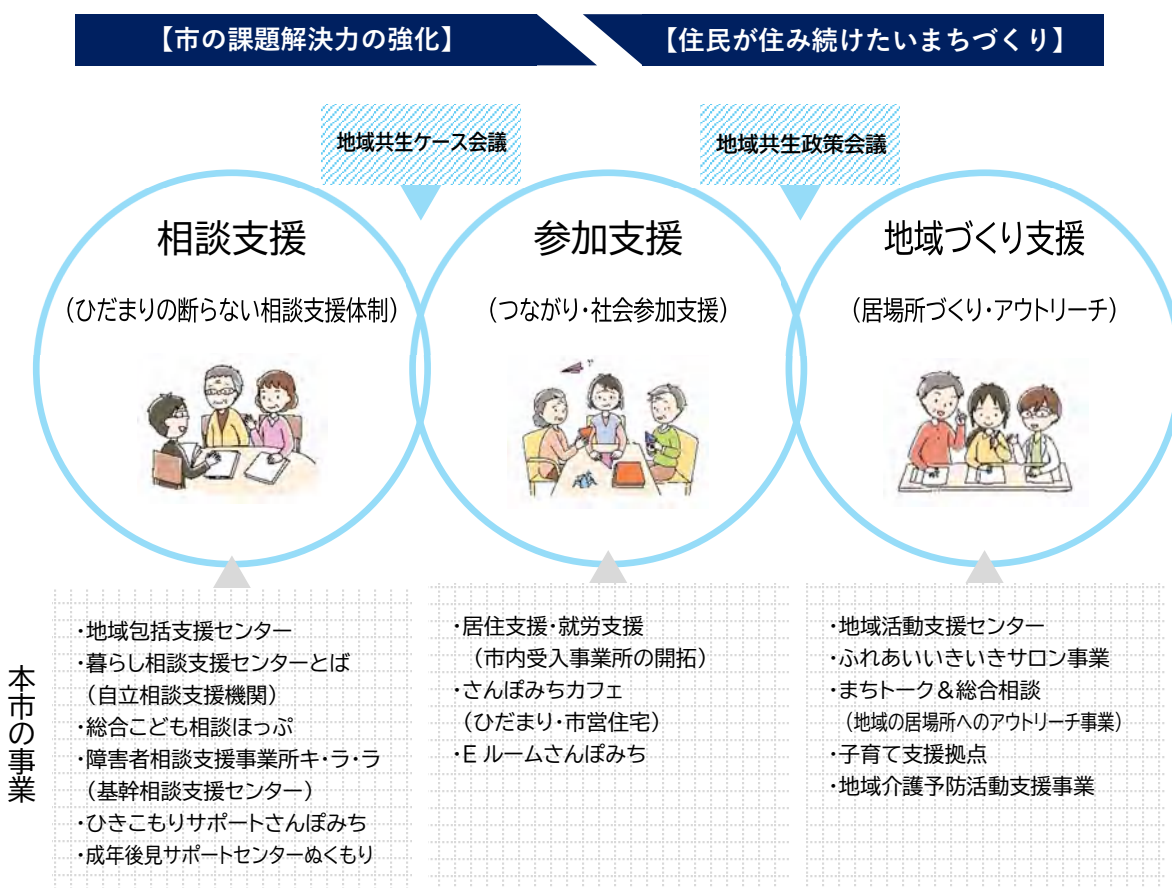
1 重層的支援体制整備事業の推進

本市では、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、体制構築に向けた取組を進めています。高齢・障がい・子ども・生活困窮といった対象者及び分野ごとの相談支援体制の充実、保健福祉センターひだまりを中心とし、相談機関で受け止めた相談は、必要な関係機関へつなぎ、関係機関との連携を強化しています。

本市の主な取り組み

今後も、市民が抱える複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、「断らない相談支援体制」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を行います。

◆本市の重層的支援体制整備事業全体図



2 みんなでつくり、推進する計画

本計画では、従来の「計画策定委員会」での策定を進めるのではなく、今後の計画推進を見据えて、「鳥羽市地域福祉施策推進委員会」として計画を策定しています。そのため、策定過程において、委員からの意見をより集約するため、グループワーク形式で本計画を検討しました。

また、本計画を、障害、高齢、子ども、健康の各計画の上位計画として位置付けていることから、それぞれの関係部局等との連携もより一層図りながら、本委員会を構成する委員と共に、地域福祉の推進や地域共生社会の実現に向けた取組を推進していきます。

本市の主な取り組み

本計画が福祉分野における上位計画となることから、地域福祉の推進に関わる全ての市民、団体、事業者、行政、社会福祉協議会が一体となり、計画を推進します。そのことから、社会的インパクトの考えを参考に、計画推進における課題については、構造分析を行った上で、次期計画へ反映していきます。



各施策に向け
たアイデア



計画内表記：
グループワークの結果、重要だと思う施策にはマークを記載

〈参考にしたい考え方〉

社会的インパクト※一部抜粋

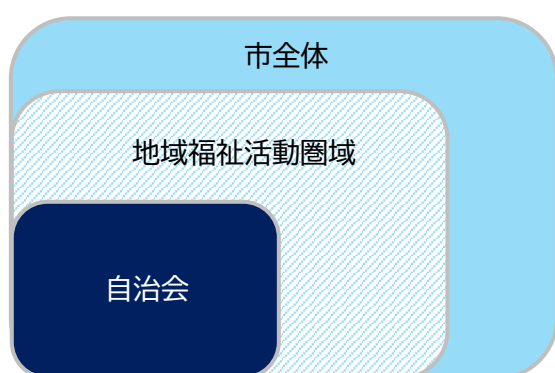
- 社会的インパクト（短期、長期の変化を含め、当該事業や活動の結果として生じた社会的、環境的なアウトカム）の考え方

4 地域福祉活動圏域について

本市は、本土と離島等、多様な地域特性のあるまちです。「地域」の捉え方は、隣近所から自治会、小学校区、全市域にいたるまで、年代や価値観によって一人ひとり異なります。また、地域のつながりは、地理的条件や歴史的な背景、産業などによって様々です。

地域福祉を推進する圏域として、地域の見守りやちょっとした手助けなどを行う基礎的な圏域を自治会とします。福祉事業所や住民の活動拠点などの社会資源があり、住民相互の支えあいや情報交換ができるエリアを「地域福祉活動圏域」とします。今後、自治会や市民の方と一緒に、効果的で機動的な活動ができるエリア設定に取り組めます。また、複雑で複合的な課題については、関係機関や専門職との連携に加え、学校運営協議会やスポーツ少年団など、子どもたちとの関わりが深い団体との連携を促進し、市全体で解決に向けて取り組むネットワークの構築に努めます。

課題に応じて、自治会、地域福祉活動圏域、市全体で活動ができるよう重層的な圏域を設定し、地域福祉を推進します。



【自治会】

声かけや見守りなど日常的な支えあいを行います

【地域福祉活動圏域】

地域住民が主体的に福祉課題に取り組めます

【市全体】

市全体の調和を図り、総合的な立場で施策の展開・調整・推進を行います

【地域福祉活動圏域の例】

一つの例であり、今後、市民の皆さまの意見を伺いながら本市にふさわしい地域福祉活動圏域を設定していきます。

民生委員・児童委員は、活動圏域を6つに分けて、町を越えた連携のための会議を行っています。

※民生委員圏域会議の地区割

